

1.1 事業承継者おうえん資金

項目	融資条件等								
融資対象者	次の(1)～(3)のいずれかに該当する者 (1) 事業承継を行う者又は事業承継を行って5年以内の者 (2) 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者の代表者で、次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある者 ② 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある者 ③ 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる者 ④ 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした者 ⑤ 当該代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返済義務を免れるための価格弁償をする者 ⑥ その他諸費用が生じた者 (3) 3年以内に事業承継する計画を有する法人又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で事業承継日から3年を経過していないもので、次の①～⑤の全てに該当する者 ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと ⑤ 経営者保証コーディネーターの確認を受けていること								
資金使途	運転資金又は設備資金								
融資限度額	5,000万円				貸付方法	証書貸付			
融資期間	1年以上10年以内(うち据置期間1年以内)				返済方法	均等分割返済			
融資利率	7年以内	固定 年1.70%以内			※経営支援プログラム実施企業は、上記金利から年0.2%金利を優遇する。				
	7年超	固定 年1.80%以内							
保証料率 (県補助後)	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の財務その他の経営状況に応じて下表から設定する(年率)								
	融資対象者(1)、(2)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.45%
	融資対象者(3)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.25%	0.20%
	※次の①又は②に該当する場合は、それぞれ0.1%を割引いた保証料率を適用する。 ① 担保の提供がある場合 ② 会計参与を設置していることを登記により確認できる場合								
担保	必要に応じて徴求								
保証人	融資対象者(1)(2)：原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要 融資対象者(3)：徴求しない								
申込先	取扱金融機関、会議所、商工会、中央会								
責務及び報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関と会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。</li> <li>金融機関及び融資のあっせんをした会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間(原則3年間)経営支援を行うものとする。</li> <li>中小企業者は融資申込先に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。</li> <li>中小企業者から実施状況の報告を受けた金融機関又は会議所、商工会は、保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。(ただし、会議所又は商工会においては、金融機関に対しても報告を行うものとする。)</li> </ul>								